

平成 29 年第 2 回定例会 県民・スポーツ常任委員会

平成 29 年 6 月 27 日

高橋(稔)委員

まず最初に、議案で神奈川県個人情報保護条例の一部を改正する条例の改正素案についてということで説明いただきましたので、これについて何点か伺っていきたいと思います。

まず、確認の意味で、これまで個人情報保護法は民間事業者の取り扱う個人情報の保護に関して定めた法律と理解しておりましたが、いわゆる小規模事業者がこれについてはどのような位置付けだったか確認させていただきます。

情報公開広聴課長

個人情報保護法でございますが、個人の権利利益の保護とそれから個人情報の有用性、このバランスを図るための法律ということでございまして、民間事業者の個人情報の取り扱いについて規定をするものでございます。したがいまして、国や地方公共団体に課せられた責務ですとか、あるいは国民からの苦情に対応する、こういった場面では民間事業者全体が対象となるものでございます。

一方で、この法律の中には、利用目的を特定することや適正な取得をすることといった様々な義務付け、規制の側面、こういった側面の規定もあるわけでございますが、こういった部分につきましては、個人情報の漏えい等が生じた場合の影響が大きい、そういうところに限って当てはめていくというところでございまして、例えば名簿を作成するような個人情報をデータベース化して事業活動を行っているような事業者、法律ではこれを個人情報取扱事業者と申しますが、こうしたもののみを対象として規制をかけているというところでございます。これまで個人情報をデータベース化して活用している事業者でありますても、個人情報を取り扱う数が 5,000 人以下、こうした小規模の事業者につきましては、この義務付けの対象にしないといった枠組みになっているところでございます。

高橋(稔)委員

そこで、先ほど御説明いただきましたが、条例改正の経緯というところにも記載されておりますが、法律制定時には想定されなかったパーソナルデータの利活用が可能となったということが今回の法改正の主な改正原因と明記しております。それらを踏まえまして、この資料の中にもありますが、小規模事業者にも法の義務規定を適用するということだと思いますが、その趣旨を再度確認させていただきたいと思います。

情報公開広聴課長

今回今申し上げた取り扱う個人情報の数が 5,000 人以下のいわゆる小規模事業者にもこの個人情報保護法の義務規定を適用することの理由でございますが、大きく 2 点ございます。まず、こうした小規模事業者から個人情報が漏えいした場合でありますても、いわゆる個人の側から見れば自分の権利利益が侵害されたというその事実には変わりがないというところが 1 点目でございます。昨今、インターネットを利用した取引が急増しているという中で、取り扱う個人

情報の数が少ない事業者からも個人情報が漏えいする危険性が高まっているというところでございますが、現状のままではこうした事業者に規制の網がかかないと、行政として監督ができないという弊害があったところでございます。

それから、改正経緯の2点目でございます。これは国際的な商取引への対応という点でございます。現在国際的な商取引で個人情報がやり取りされる、そういう場面がどんどん増えているわけでございますが、我が国のように小規模事業者に対する義務付けを免除しているというケースは国際的に見れば例外的というところでございまして、海外から見れば我が国の個人情報保護の水準は十分ではないとみなされる危険性があるというところでございまして、その解消を図るというところも改正の原因になったところでございます。

高橋(稔)委員

伺いました改正理由ですが、そうしますと、いわゆる小規模事業者は営利活動を行う企業が対象と理解してよろしいでしょうか。

情報公開広聴課長

今回のこの義務付けの対象となる事業者でございますが、いわゆる営利事業に限るものではございませんし、また法人に限定するものでもございません。したがいまして、NPO法人のように非営利事業を行うといった法人も含まれてまいりますし、自治会やPTAといった任意の団体が会員名簿を作成するといったケースも該当するところでございます。

高橋(稔)委員

自治会やPTA、非営利法人、そういう小規模な団体というのは、あまた存在しているわけでして、組織の体制から見てなかなかこの法の義務を遵守することは大変厳しいところがあるのかと思いますが、義務付けに当たってどのような配慮をしていくのか伺っておきます。

情報公開広聴課長

民間事業者の方々が法に定められました様々な義務付けに対応するに当たりまして、具体的にどのような措置を講じなければならないのかという点につきましては、国においてガイドラインで示されているところでございます。委員御指摘のように、法人の規模が小さい事業者にとりましてこれは負担ではないかという点につきましては、国会の審議においても議論されたところでございます。

したことから、今回の改正法の附則におきましても、ガイドラインの作成に当たっては、特に小規模の事業者の事業活動が円滑に行われるよう配慮するものとする、こういったことが明文で規定されたところでございます。したことから、今回のガイドラインでは、事業者の講ずべき安全管理措置につきまして、取り扱う個人情報の数が5,000人以下で、従業者の規模も100人以下の中小事業者、これは自治会等に置き換えれば、役員の数で数えることになるわけでございますが、そうした人数が100人以下の中小企業者につきましては、過度の負担にならない程度の事項が明記されているというところでございます。

具体的な例で申し上げますと、ガイドラインでは、例えば個人データを保管する部屋の入室に当たりましてICカードやナンバーキーといった具体的な措

置が規定されているわけでございますが、この点につきまして中小事業者につきましては、単に関係者以外が容易に閲覧できないような措置を講ずることといった記載にとどまっておりまして、具体的な手法につきましては事業者の実情に応じて対策をとればよいといった配慮がなされているところでございます。

高橋(稔)委員

小規模事業者に一定の配慮がなされているということは理解をいたしました。

次に、本県の条例について何点か確認させていただきたいと思いますが、本県の条例が県の機関が保有する個人情報の保護につきまして、県職員に課せられる義務と定めたものだと思っておりましたが、県職員の義務規定と併せて民間事業者に適応する規定が設けられているこの趣旨について伺っていきたいと思います。

情報公開広聴課長

本県条例の法規制の趣旨でございます。本県の個人情報保護条例でございますが、平成2年に制定されているものでございます。制定当初から県機関の個人情報の取扱いを規定するばかりでなく、事業者の扱う個人情報も適正なものとして個人の権利利益の侵害を防ぐ、こうした目的で民間事業者に関する規定も併せて設けていたというところでございます。

その後、法が後追いの形で平成17年に施行されるというところでございますが、そこで民間事業者の義務付けがなされております。本県条例は事業者の規制を行っているわけではなく自主的な取組を促す制度ということでございますので、法と条例は矛盾するものではないといった考え方の整理のもとで、条例の規定に基づき事業者に関する個人情報保護の政策に取り組んできたといったところでございます。

高橋(稔)委員

本県の個人情報保護条例は、非常に先見的だということで、関係方面からも評価が高いのですが、条例で民間事業者に対してどのような規定を設けているのか伺います。

情報公開広聴課長

条例における民間事業者に関する規定の内容でございますが、大きく4点ございます。まず1点目が事業者に対する助言指導に回っていること、2点目は事業者が個人情報を取り扱う際のよりどころとなる指針を作成すること、3点目は民間事業者の個人情報の取り扱いが不適正な場合にこれに対して調査、勧告などを行うこと、4点目は事業者に関する苦情相談があった場合に対応すること、こういった4点で構成されております。このうち指針を作成と調査勧告の部分につきましては、法の対象とならない事業者のみを助言対象としてきたというところでございます。

高橋(稔)委員

今回の法改正に伴いまして、条例のうち小規模事業者のみを対象とする勧告等に係る規定を廃止するということではあります、県が行う事業者への指導についてはどう考えていらっしゃるのでしょうか。

情報公開広聴課長

県の行う事業者指導の影響でございますが、現在私どもの課には民間事業者

の取り扱う個人情報に関して、年間 100 件から 150 件に及ぶような問い合わせが来ているような状況でございます。内容は、制度そのものに関する問い合わせもありますし、具体的な苦情相談もある、そういういったものでございます。そうした相談に丁寧に対応しております、個人情報の適正な取り扱いが行われるように努めているというところでございます。幸いなことに条例制定以来、事業者に対しまして調査や勧告の権限を発動する、こうした事例というのは発生してございません。

また、制度の面で申し上げますと、今回の法改正によりまして、従来の各省政府や地方公共団体がガイドラインを作成して指導するという形から、国の個人情報保護委員会というところが一元的に監督するという形に改まります。改まりますが、一定の場合には地方公共団体に報告聴取や立入検査の権限が委任される仕組みとなったところでございます。そういう意味では、相談に丁寧に対応してきたということもありますし、運用面で実際に条例に基づく調査・勧告等の権限を発動したということもございませんし、また制度の面でも国からの委任によります調査権等が残るということになりますので、事業者の指導の点では今回の条例改正による影響というのは生じないのではないかと考えているところでございます。

高橋(稔)委員

委任による調査権は残るということなのですが、条例に基づく調査や勧告権限はなくなったという理解をしたわけですが、そういう中で引き続き業者の個人情報保護に関する意識をどう高めていくのかというのは非常に大事かなと思いますが、どういうふうにお考えか伺っておきます。

情報公開広聴課長

一たび個人情報の取り扱いに関して不適正な事案が生じますと、県民の権利侵害の点では回復できないような不利益が生じてしまうということになります。こうした意味では、委員御指摘のとおり、不適正事案が起きてしまった後の対応はもとより、事業者の方々に個人情報の適正管理に関する知識を深めていただく事前の普及啓発、こうしたもののが大変重要だと認識をしているところでございます。

県では、先ほど申し上げましたように日ごろから県民からの電話相談に丁寧に対応しているところでございますが、事業者向けの説明会の開催や事業者団体が主催する研修への講師派遣、こうしたものも行っておりますし、また県のホームページから国が開設しているホームページにリンクを張る、こうした取組も行っているところでございます。今後もこうした取組を継続することを通じまして、事業者による個人情報の適正管理が維持できるように努めてまいりたいと考えているところでございます。

高橋(稔)委員

続きまして、版画紛失に係る調査について何点か伺っておきたいと思います。

5月16日の常任委員会でも我が会派の亀井委員からいろいろ指摘させていただきました。議事録も拝見いたしましたが、ここでも亀井委員のほうからどんちう製作業者の追跡調査どうなっているのだということで主題になっていたと思いますが、どういう状況か確認させていただきます。

文化課長

昭和 49 年 4 月に県が県民ホールの小ホールのどんちよう製作のために原画をどんちよう業者に引き渡したことが書類上確認されているところでございます。当該のどんちよう業者につきましては調査したところ既に廃業しているため、どんちよう製作のためにカラーコピーを作成したかどうかといったようなことについて確認ができないという状況にあります。しかしながら、現在所管の地方法務局からも当該のどんちよう業者の商標登記簿謄本等を取り寄せて清算人の連絡先を確認しているところでございます。今後連絡をとることができれば当時の状況について確認してまいりたいと考えております。

高橋(稔)委員

大変な記憶をたどった捜査になっておりますが、御努力をいただければと思いますが、そもそも、レプリカというか、カラーコピーだったのを職員ではなく一般の方が見抜いたということなのですが、非常な目利きなのか、誰でも見れば分かるのか、でもよくよく聞いてみたら文化課の方も調査しても分からなかつたというぐらいですから、よほどの目利きの方なのかなと思いつつも先ほど来報告を伺っておりましたが、この棟方志功作の版画が展示されていた作品がカラーコピーにすり変わったというところで一般の方が見抜いたという。これ少し何かいきなり感があるのですが、もう少し詳しく経緯を教えていただけますか。

文化課長

この経緯につきましては、教育委員会に確認しているところでございますが、平成 25 年 7 月に県民ホールから近代美術館のほうにこの版画を管理換えているところでございます。その翌平成 26 年 4 月 5 日から 6 月 22 日までの間の予定で、近代美術館鎌倉別館で前年度に収蔵することとなった作品を展示する新収蔵作品展というものが開催されたものでございます。

今回のカラーコピーも、前年度に近代美術館に取得されたということで展示されていたものでございます。そうしたところ、4 月 10 日に展示を閲覧していた方、美術の専門家ではあるということだそうです。その方から展示室の案内監視人という方の、要は展示の状況を観察している方がいらっしゃるのですが、その方にこれはカラーコピーではないかというような趣旨のお話があって、その案内監視員の方からその展示会の担当の学芸員に連絡が行って学芸員が確認をしたところ、カラーコピーであったと。その際は、額装から外してみて確認したところ、カラーコピーであることが確認できたというような状況であったと聞いております。

高橋(稔)委員

この目利きの方というのはちまたに多くいらっしゃると思うのです。素人と言ったら失礼ですが、玄人に近いような目を持っている方、眼力のある方というのはいらっしゃるのではないかと推測するのです。学芸員という資格は持っていないかもしれないが、非常にマニアックなそういう目を持ってらっしゃる方というのはいるのではないかと思うのですが、そういう方々をいつのこと御協力いただく体制をつくったほうがいいのではないかと思うぐらいでして、限られた学芸員パワーだけでやっていくのは大変ではないかと思いますが、私

はそういう団塊の世代の方々非常にパワー持っている方多いと思うのですが、団塊の世代に限らずそういう県民力というのをこの際、活用していくような仕組みをつくったほうがいいのではないかと思います。ずっと国家資格の学芸員だけに頼り切っていくという体制で本当に新しいものが構築できていくのかとこういう思いがあるのですが、御見解があれば伺っておきます。

文化課長

今回の件、一般の方が展示を御覧になって偽物だということを発見してくださったということですが、要は委員御質問の内容としましては、多くの目に触れる機会を設けてそれがこういったことを防ぐことにつながるのではないかというような趣旨の御質問かと存じます。

県が所有する美術品につきましては、繰り返しにはなりますが、取得の経緯が様々でございまして、美術館のように一般の方が御覧いただける施設もあれば、あるいは一般の方が自由に入ることができないような場所もございます。そうした中で、そういう美術館にあるものとそれ以外のものの展示場所を含め、今回の点検の中で取得の経緯だとかあるいは保管状況、そういう保管場所なども含めて状況を確認しまして、今後県民の方にどういう形で目に触れていただくことができるのかというようなことを含めて、美術品の点検チームで検討させていただきたいと存じます。

高橋(稔)委員

先ほど1次点検の結果報告がありました。県民局関連で1件、教育委員会関連で4件ですか、計5件のなんか不明なものが出てきたという報告がありました。教育委員会も多いです。4件でそのうち学芸員が鑑定したのかどうか分かりませんが、それもちょっと伺っておきたいのですが、この5件については、学芸員が判定したのでしょうか。

文化課長

1次点検は、基本的に所属の職員が点検をするということになっております。しかしながら、博物館、美術館におきましては、そもそも学芸員という職員がおりますので、学芸員が1次時点検も実施しているという状況でございます。

高橋(稔)委員

それで1件は、作者が異なるのがあった、それは学芸員が発見したのですか。

文化課長

作者名が異なるもの1件というのは、県民局の100万円未満の不自然な点があつたものということでございます。所属の職員が備品台帳とその絵を比較して作者名が異なるということで、不自然な点があるということで、2次点検で今後学芸員の調査に回すということにしたものでございます。

高橋(稔)委員

作者名が異なっているというのは、先ほど来先行会派でも質問がありました。現物照合実施要領というのか何かがここに書いてあります。そういう管理体制がきちんとされている中で、容易に見抜けたことだろうと思いますし、ことさらここで1次点検とか銘打ってやるようなものではなくて、ルーチンの仕事の中で分かったことなのではないかと思いますが、そんなに難しいことなのですか。

文化課長

絵画、備品の毎年の照合というものは、原則としてそのものがあるかないかというチェックをしているところでございます。この作者名が異なるもの、その絵画の状態についてちょっとこれから確認をしなければいけないところでございますが、例えばこの絵についても額装の中に入っていたということになりますと、作者名が通常露出していないということも考えられます。今後そういったこと、状況も含めて2次点検で調査していくことになろうかと思います。

高橋(稔)委員

ところで、先ほど御説明いただいた財団との基本協定の抜粋というのがありますて、18ページから19ページにかけて、このアンダーラインが気になるのですが、乙は、つまり財団は善管注意義務を払え、19ページで、乙は、財団はこの後しっかりと照合結果を報告しなければならないと、こういう具体な手続の場で18から19ページにありますて、アンダーラインが丁寧に善管注意義務と引いてあるのですが、このところだけアンダーラインが引いてある今回の資料の意味というのはどういうことなのですか。私どもにこの提示されたこの善管注意業務及び照合報告義務のところだけアンダーラインをあえてされているというのは、何を思っていらっしゃるのですか。

文化課長

17ページ以降の参考でアンダーラインを引いてございますのは、17ページの博物館法の学芸員の役割、それから御指摘のとおりの18ページの管理物件に対する善管注意義務、それから19ページの借用物件、備品の現物照合、この3点につきまして、今回の調査を進めるに当たって特に重要な点かとこちらで考えまして線を引いたものでございます。

高橋(稔)委員

重要だと思ったということは、私たち委員にこういうことが非常にキーポイントですよということで受けとめてよろしいですか。

文化課長

一部繰り返しになりますが、17ページの学芸員については学芸員の責務というのはどういうものであるのかということ、それから18、19ページにつきましては、財団の役割というものを記載したもので、委員御指摘のとおり、キーポイント、重要なことであると考えております。

高橋(稔)委員

あえてアンダーラインを引いてあるのだからここは重要なのだと物事の理解度が悪い私に示しているのだと受けとめて拝見していたのですが、そういうことなのでしょう。

そういう財団との基本協定ですから、非常にこれからのことも含んでいると思うので、先ほども指摘ありましたが、非常に大事だと思うのです。私は先を見ていったほうがいいと思いますので、将来的には財団の中の管理運営体制といいますか、今回もこの経営状況報告が出ていましたが、どこにあるのかと思ってめくっていたのですが、財団の行動指針や運営理念ですかそういう文言がどこにもないのです。もしかしたら別冊でどこかにあるのかという思いもありますが、今美術館の原則やいわゆる行動指針ですか、そういうのが非常に

論じられています。

この間、本県で第 66 回の全国美術館会議というのが行われました。文化庁長官がみえて、知事も行かれて、そこでも原則や行動指針ですとか、そういうことが大事ですということが論じられたのだと思いますが、非常にそういったことが財団の中で明記されているのかと非常に気になるのです。こういう運営方針、先々にらんで今後どういうようにして、どう補完して、そして創造的に財団との関係を作り上げていくのか、こここのところどういう御決意でどういうビジョンを持っていらっしゃるのか確認させていただきます。

文化課長

再発防止に向けましては、県も財団もそれぞれ改善すべきところがあると考えております。そういう中で、本来どういうふうに行動すべきかということにつきまして、今後どうつくっていくのかというのを相談しながら今後進めていきたいと考えております。

高橋(稔)委員

最後になりますが、そういうことを神奈川は先駆的にやっていく立場なのだろうと思います。これからオリパラを迎えるし、またその後ねんりんピック、いろいろこれも全部スポーツの祭典であるとともに、文化の祭典ということがセットで言われているわけですので、是非この先駆的な取組を本県から行っていただきたいということを強く要望しておきたいと思います。